

## 平成26年4月長浜市教育委員会定例会 会議録

### I. 開催事項

#### 1. 開催日時

平成26年4月23日（水） 午後1時30分～午後2時55分

#### 2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

#### 3. 出席委員

委員長	桐山恵行
委員（委員長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	北川貢造（教育長）

#### 4. 欠席委員

なし

#### 5. 出席事務局職員

部長	嶋田孝次
理事兼教育改革推進室長	板山英信
教育総務課長	山田昌宏
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	山田隆司
幼児課長	小川尚久
生涯学習・文化スポーツ課長	岩坪健一
文化財保護センター所長	森口訓男
歴史文化推進室	鐘居和男
図書館運営室長	川瀬修
教育センター所長	北川清治
学校給食室主幹	石寄清美
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛
虎姫教育指導事務所参事	沢田浩臣

## 6. 傍聴者

なし

## II. 会議次第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

3月定例会・3月臨時会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第16号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第17号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第18号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第19号 長浜市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第20号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第21号 学校運営協議会を置く学校の指定について

議案第22号 学校運営協議会委員の任命について

日程第5 協議・報告事項

・児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正について

日程第6 その他

### 3. 閉 会

## III. 議事の概要

### 1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

### 2. 会議録署名委員指名

川口直委員、北川貢造委員

### 3. 会議録の承認

3月定例会・3月臨時会

特に指摘事項はなく、3月定例会及び3月臨時会会議録は承認された。

### 4. 教育長の報告

教育長：8点について報告いたします。1点目は、平成26年度の本委員会の事業が始まり、事務局の体制が従前の4課体制から4課1室体制となり、教育改革推進室が設置されました。教育改革推進室では今日的な教育課題を集中的に検討し、施策を提起していく役割を担っていくこととなります。さらに編制変えにより3つの課内室を設置しています。人事の面におきましては、文部科学省から部長を迎えると共に、今年度より初めて文部科学省に市職員を1名派遣しています。校園につきましては、民間の11園を含め34園、27小学校、13中学校と昨年度に比べますと園と小学校でそれぞれ1校ずつ少なくなっており、全部で74校園となっています。児童生徒数は、就学前が約4,000名、小学生が約7,000名、中学生が約3,900名で、3歳児からはほぼすべての対象児童が入園、入校している状況です。また、生涯学習文化スポーツ施設73施設についても、教育委員会で方針を出し統括をしていますが、実際の事務執行については企画部に補助執行という形で事務をお願いしています。委員会事務局内では、経営会議や課内会議、グループ会議を進め、本年度の事業方針や事業等について確認を済ませ着手をしています。また、関係各機関につきましては委員の皆様にも出席いただいた教育行政方針説明会、校長会、園長会を通じ方針の徹底を図ったところです。さらに直接委員会が係わっていませんが、教育行政の一端を地域で担っていただいている組織があり、青少年センターでは26、27年度委嘱する補導員の委嘱式があり、長浜青少年センター補導員56名、木之本青少年センター補導員25名にそれぞれ委嘱状をお渡ししました。また、スポーツ振興のためにスポーツ推進委員58名に委嘱をさせていただきました。いずれも青少年健全育成や本市のスポーツ振興に全く手弁当でボランティアとして屋台骨を支えていただいています。また、委嘱式後には総会、協議会が開かれ今年度の事業推進について意思の確認をしていただいたところです。以上のように26年度事業が始まり順調に出発していると認識しています。

2点目に、教育環境の整備という観点で幼稚園、学校の統合を前年度から進めておりましたが、今年度新たに朝日、速水幼稚園を統合して湖北幼稚園、上草野、下草野小学校を統合して浅井小学校と2つの開校園が行われました。順調に新しい校園が出発していると報告を受けています。また、来年度に向け、高月地区と木之本地区で保幼を統合し認定こども園を整備するため、先般（仮称）高月認定こども園、（仮称）木之本認定こども園の起工式を無事済ませることができました。これから本格的に進めていただき年度内に完成させ来年4月1日開園を目指したいと考えております。新聞等でご承知のことかと存じますが、（仮称）高月認定こども園の建設を請け負っていただくヤマタケ創建につきまして、県の事業に工事遅延といった不手際があり、3ヶ月間県の事業における入札参加停止措置が下されました。これにつきましては、市長をはじめ事務局も大変心配し、何度も社長以下社員の方に来ていただき、認定こども園の建設に支障がないよう体制の強化等お願いし約束いただいております。我々も従前にはない体制でこのヤマタ

ケ創建の事業について臨んでいきたいと考えております。

3点目に、昨日全国学力・学習状況調査がありました。詳細については後ほど担当から報告いたします。

4点目に、海外交流事業でアメリカのオードル中学校の生徒10名と引率の先生2名が4月5日から12日まで来日され、びわ中学校で交流をされた他、長浜城や奥琵琶湖、彦根城、市街地散策、高時小学校での茶道体験、ソバ打ち体験等を通し、長浜や湖北における日本の文化の一部を研修され、大変有意義な1週間を過ごされたのではないかと思います。とてもいい交流であったと、担当の先生も生徒もおっしゃって帰られました。

5点目ですが、大塚産業から図書が寄贈がありました。これは昭和58年に長浜図書館が開館された時に大塚産業が新入社員の社会貢献の一つとして図書を寄贈されたことに始まり、今年まで31年続いており新入社員6名が部長さんと来庁され、10万円の図書購入費をいただきました。これまでの総額は400万円を超えており、市民の皆さんに還元していきたいと考えております。企業の社会的貢献は大変重要な企業の任務かと思いますが、31年間にわたってこのような活動を続けておられることに敬意を示したいと思っております。

6点目に、東京藝術大学の美術館で行われておりました観音の里の祈りとくらし展につきましては、東京、関東、東日本の皆様に大変関心を持っていただき大成功でありました。

7点目に、この1ヶ月間の事故案件を報告します。1つめはびわ南小学校で胃腸炎の集団感染により1クラスを学級閉鎖といたしました。2つめは高月小学校で1年の女子児童がトイレで右手の親指をドアにはさみ、大変大きな傷を負うこととなりました。

8点目は、国の教育情勢の動向の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案が4月16日に衆議院に提案されました。これは教育委員会改革に係わるもので、今国会衆議院、参議院で審議され今国会中に可決、成立する見込みであるとのこと。平成27年4月1日施行とのことで、教育委員会制度の改革が行われると思われ。今後5月の教育委員協議会あるいは、委員会等で協議をしていきたいと考えております。観音文化及び事故案件、全国学力・学習状況調査について担当からももう少し詳しく説明したいと思っております。

文化財保護センター所長：新聞等にも掲載されておりましたが、3月21日から4月13日までの21日間、東京藝術大学大学美術館において観音の里の祈りとくらし展の中で、観音像を中心として全18体を長浜市から提供させていただきました。3週間の会期期間中19,200人を超える入館者があり、通常藝術大学では4週間会期の展示での入館者は2万人に満たないとの話で、3週間で2万人近い来場者というのはかなり異例だということで、注目度がよくわかる結果となりました。有名な大きな寺院にある観音像の展示ではなく、1地方にある観音堂に収まっておられる観音様を展示したということが大きな特徴であったかと思っております。当初図

録を2,000部用意されていましたが、すぐに完売し3,000部を増刷したとのことで、このことからかなりの反響の具合を伺うことができます。感想が書かれたアンケートはがきも1,800枚以上返ってきており、感動するような内容のものも多く見られ、成功裏に終わることができたことをご報告させていただきます。

教育総務課長：高月小学校における女子児童の事故について概要を報告いたします。4月15日午前10時頃に発生し、現在入院し加療をされています。施設をお預かりする現場としまして、翌日早朝に現場確認等をさせていただき至急改善策を取りました。今回の緊急的措置としてましては、建具の建てつけ等の再点検と修繕、並びに指を挟むことの無いようゴム製のラバーを付けることで対応し、20日に修繕が完了しています。なお、全校園に対し同様の危険個所がないか緊急点検を18日までに行うよう指示を出しておりましたが、憂慮すべき危険個所が1、2カ所出ており、これにつきましては現在現場確認のうえ防止策等について対応しているところです。以上です。

すこやか教育推進課長：高月小学校のドアに指が挟まり怪我をした女子児童ですが、事故のあとすぐに救急車で病院へと運び、処置が行われました。18日金曜日に事務局職員が見舞いに訪れましたところ挨拶ができるまでに回復されていました。次に4月17日にびわ南小学校で発生しました集団感染性胃腸炎ですが、前日にはそのような兆候はみられませんでした。17日朝1年生のクラスにおいて突然24人中11人が欠席するという事態が発生し感染症の疑いがあるということで、保護者に連絡し下校させる処置をとりました。翌日につきましても学級を閉鎖し家庭で静養することで拡大防止に努めました。21日月曜日は、保健所に状況を報告しましたが、拡大している兆しはないので終息したとみましようとのことでした。以上です。

理事：今年度の全国学力・学習状況調査について報告いたします。22日全ての小中学校で実施し、県教委へ完了報告を行いました。これに先立ち、4月3日に市町担当者会議が開催され、今年度はきめ細かな指導に活かす目的で、調査終了後すぐに採点を行い、自校の課題を明確化し改善策をとる旨の指示を受けましたので、事務局でも様々な角度から検討を行い、各小中学校の学校長に対し各校の状況に応じて採点の実施方法等を十分考えたうえで自校採点を行うよう指示いたしました。県は実施後すぐに解答のコピーを取り、採点を行うことを望んでおられるようでしたが、学校現場では修学旅行や家庭訪問等の諸行事が重なっていることや、学校規模により同一の方法を取ることが難しいこともあり、各学校長の判断に委ねることとしました。また、結果の公表につきましては、昨年度は教育委員会で協議していただき原則公開しないことで決定しましたが、今年度につきましては県内他市町の動向等も踏まえたうえで、公表について様々な角度から再度検討していただくため教育委員会に諮りたいと考えています。以上です。

桐山委員長：教育長の報告、事務局からの補足の説明に対し、何か質問や意見はないか。

西橋委員：昨年度は学力状況調査の結果について公表しなかったが、今年度はどうするのかここで決定してほしいとのことか。

理事：昨年度と状況が変わっている市町もあり、そのあたりの動向も踏まえたうえで再度お諮りしたいと考えていますが、事務局としましては原則基本的には公表はしないという方向で考えているところです。

教育長：要綱が昨年と少し変わったこともありますので、教育委員の皆さんと協議の場を持ち、委員会で決めていただきたいと考えています。

理事：もう1点補足しますが、各校でも公表をしようと思えば公表できますので、13中学校、27小学校の学校長の意見をしっかりと確認する必要もあると思います。

川口委員：トイレのドアに指を挟んだ事案はどのような状況であったのか。過失は被害児童にあったのか、第3者に因るものなのか、若しくは風などによる自然によるものなのか。

すこやか教育推進課長：状況につきましては、友達の女子児童がトイレに入ったところドアがきちんと閉まらなかったため、当該児童が頼まれて外から扉を押さえていましたが、扉を押さえている手とは反対の手が隣のトイレの扉と仕切り板の間のところにかかっており、その隣のトイレに別の児童が入りトイレの扉を閉めたために指が挟まってしまったものです。悪気があって起こった事案ではありません。

桐山委員長：県が学力学習状況調査実施後すぐに採点結果を報告するよう指示を出されたのは今年度からと聞いているが、これについてなぜ県がそれを求めたのか再度理由を説明願う。

理事：文科省からの結果の送付は8月末であり、それを受けてから改善策等を考えていても該当学年の児童生徒には反映しづらい現状があります。福井や秋田の例を調べてみますと早い段階で自校採点を行い即座にその結果を活かすような取り組みをしておられ、滋賀県においても各校で解答用紙を全てコピーし、自校の傾向を早く把握し改善策を実行していくことが望ましいと考えているようです。

桐山委員長：苦手分野の克服がこの調査の目的でもあるので、その目的に応じた対策をできるだけ早く講じるためというのであれば理解できる。

## 5. 議案審議

議案第16号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

委員長は事務局へ説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第17号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

委員長は事務局へ説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

西橋委員：この改正により決裁者が変わることはないか。

教育総務課長：そのような変更はありません。

桐山委員：議案の中に表があるが、各項の見出しが頭だけにしかなく、何ページにもわたっているためページが改まった時に何の項目なのかわからない。改善できないのか。

教育総務課長：今後は見やすくなるよう検討いたします。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第18号 長浜市社会教育委員の委嘱について

委員長は事務局へ説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第19号 長浜市スポーツ推進委員の委嘱について

委員長は事務局へ説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第20号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

委員長は事務局へ説明を求め、図書館運営室長から資料に基づき説明があった。  
各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第21号 学校運営協議会を置く学校の指定について

委員長は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。  
主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員長：更新する学校でテーマなどが従前の内容と変っている学校はあるのか。

教育指導課長：その地域の人材や資源を活かした活動が主となっており、それを更に発展させるような形での変更はありますが、基本路線が変わっている学校はありません。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第22号 学校運営協議会委員の任命について

委員長は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。  
主な質疑応答等は次のとおり。

西橋委員：規則第6条、委員の要件にあるその他適当と認める者の中に市会議員は入っても問題はないのか。

教育指導課長：規定にはありませんが、役職上委員になることができないとはな

っていません。学校のボランティア等でご協力いただいている議員の方もおられますので、特に制限はありません。

西橋委員：もう1点、委員名簿の一覧にある役職等は公になるのか。

教育指導課長：公になることはありません。

西橋委員：一部すでに記載の役職を離れられている方もいるように思う。

教育指導課長：この名簿については学校からの報告に基づき作成していますが、もう少しきちんと把握できるようにしていきたいと思います。ご指摘の委員の方については再度学校に確認したいと思います。

川口委員：各学校における委員の人数が10名のところもあれば3名のところもあるが、バランスを考える必要はないと思うが、最小何名、最大何名という制限はなく何人でも良いということになっているのか。

教育指導課長：特には制限はありません。

川口委員：学校には10名を越すような委員が必要という理由があるのか。

教育指導課長：継続して教育活動を行っていただいている方に残っていただいているということもあります。

井関委員：学校運営協議会は学校の運営や教育活動に関与し、学校の教育力の向上に寄与していただいているものと理解している。昨年度の活動報告を見せていただいても昨年度学校訪問で回らせていただいた時に色々とお聞きした内容に関しても、本当に頑張って学校の運営に積極的に係わっていただいていると感謝しているが、学校運営協議会の意見や活動に対し現場の学校の先生方はどのように受け止め、協調しおられるのか。例えば、学力向上にむけた活動を一生懸命、学校運営協議会が取組んでおられたり、地域の郷土学習に力を入れようと子どもたちを地域に出して取組んでおられる学校などあるが、管理職以外の学校の先生方の係わりはどのようになっているのか。先生方の教育への思いと乖離していることがあればせつかくの活動に繋がらず、身にならないのではないかと感じる。

理事：昨年度まで校長として学校現場におり、どの学校でも同じような感じであると思いますが、管理職と担当は毎月1回会議の場を持ちますが、他の先生方で係わりが薄い先生などは細かな活動を把握できていないこともあるかもしれません。学校と共に学校運営協議会が進めていけるよう校長会等を通じて学校長等に指導していきたいと思います。

教育指導課長：学校によっては月に何度かある職員会議で、学校の運営に関して学校運営協議会の委員さんに是非とも聞いていただきたい事項やご意見を伺いたい事項については、学校運営協議会の委員に職員会議へ参加していただいているという学校もあります。学校運営に様々な方が係わっていただけるように、きちんとどの学校にも指導していきたいと思います。

桐山委員長：学校内では学校運営協議会の担当とPTAの担当とは別になっているのか。

理事：PTAは1学期の間大変事務量が多く、学校運営協議会は年間通じてコンス



タントに活動があることもあり、私の勤務していた学校では別にしていました。活動内容によっては協働して行う場合もありますが、別のところが多いと思います。

桐山委員長：学校運営協議会ができた時に、PTAの活動と重なるところがあって現場の負担が多くなるのではないかという懸念があったので、そのあたり現場がどうされているのかと聞いていたが、職員の意識がどうなのかと思うところもある。

教育指導課長：事前に組織の代表の方が集まりどのように進めていこうかと話をされている学校もありますが、二つの組織が方向性を一にして活動していけるように推進していきたいと思います。

西橋委員：過去に事例があったのであれば教えてほしいのだが、第5条に職員の採用、任用に関する事項について任命権者に対して意見を述べるができるとなっているが、このようなことは過去にあったのか。

北川委員：その条項は、平成24年度に一部改正し削除しております。改正後のものを委員の皆様にお渡しします。

教育指導課長：人事に関する意見を述べる述べないに関してましては、市内全ての小中学校指定を受ける際に文部科学省とも協議をさせていただき、許可をいただきましたが、現在本市の規則からその条文は削除しております。

川口委員：学校によっても違うが年間8回、少なくとも6回は学校運営協議会の会議や活動を行っておられるが、必要な費用のない中で運営をされているようで現場の学校は大変困っておられる。学校としては学校運営協議会を立ち上げたからには地域のバックアップを得ながら一生懸命にやろうとしているが、会議費がない中で、一生懸命やっていたでいる委員さんにお茶の1杯も出すことができず苦労されているようだ。このようなことに関する要望は学校現場から出ていないか。

教育指導課長：決して大きな事業費ではありませんが、学校予算の中で学校運営協議会に係る予算を少しではありますがあげてもらっています。

北川委員：実際は出ていないといってもいくらかの些少な金額しか出ていません。私が直接聞いているのは、会議費だけではなく、学力指導等でそれなりの回数来ていただいている方への交通費だけでも出ないかと言っておられる協議会がありました。今後さらにこのようなお話は出てくるであろうと思います。学校運営協議会が本格的に始動してから本年度で3年目に入りますので、良いのか悪いのかも含めて検討する必要があると思います。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

## 6. 協議・報告事項

- ・「児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正について」幼児課長から資料に基づき説明があった。

7. その他

・「教育用コンピュータの更新計画」についてすこやか教育推進課長から口頭で説明があった。

8. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。